

大情審答申第 457 号
平成 30 年 12 月 27 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成28年12月9日付け大経計第131号及び同日付け大経計第133号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が平成28年10月7日付け大経計第85号及び大経計第87号により行った不
存在による非公開決定（以下「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、平成28年9月26日に条例第5条に基づき、実施機関に対し、鉄鋼業を営む特定の工場（以下「当該事業所」という。）が使用する特定計量器について行われた検査等に関連して「代検査を行う計量士は個人でなければならない。個人計量士が契約したその契約書の写し。」を求める公開請求及び同月27日に①平成26年8月31日に検査された定期検査対象の特定計量器台帳、当該事業所が承認を受けているマニュアル、当該事業所が使用した実用基準分銅の貸借契約書の写、トレーサビリティ証明書及び質量標準管理台帳兼受入れ検査報告書、②計量士が記入した特定計量器の検査観測紙、③検査に立ち会った当該事業所関係、大阪府の計量協会部会の職員及び計量士の氏名、④平成26年8月31日の検査において印字機構が故障していた事実を何日、誰がどのような方法で修理したか。修理した者の氏名及び計量士氏名、⑤当該事業所が、管理している合格証の受け払い台帳及び検査結果の内容（法173条9号）、⑥適正計量管理事業所廃止後の計量管理のあり方をどの様に指導したか、その内容、⑦個人計量士と当該事業所の取り交わした契約書の写、その時に当該事業所が述べた実用基準分銅の購入予定がその後どうなったか又は、くず鉄で日常点検量目検査をしているのかの実態、についてそれぞれ公開を求める旨の公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求に係る公文書（以下「本件各文書」という。）を保有してい

ない理由を別表 1 から別表 15 の（え）欄に記載のとおり付した上で、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件各決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、平成 28 年 10 月 17 日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね別表 1 から別表 15 の（か）欄に記載のとおりである。

第 4 実施機関の主張

1 計量法に基づく事務について

(1) 特定計量器について

計量法（平成 4 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項では、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するために、その構造又は器差にかかる基準を定める必要があるものを「特定計量器」として定めている。

(2) 特定計量器の定期検査について

特定計量器のうち非自動はかり、分銅及びおもりを取引又は証明に使用する者は、法第 19 条第 1 項に基づく定期検査（以下「定期検査」という。）、法第 127 条に基づき知事から適正計量管理事業所の指定を受けた者が行う法第 19 条第 2 項に基づく検査（以下「自主検査」という。）、法第 25 条に基づく定期検査に代わる計量士による検査（以下「代検査」という。）のいずれかに合格したものを使用する義務がある。

また、定期検査及び代検査に合格した特定計量器には合格証票を貼付し、自主検査における合格証票の貼付については、適正計量管理事業所が作成する計量管理規定に定めがある場合に行う。

(3) 計量法第 148 条に基づく立入検査について

実施機関の職員は、法第 148 条に基づき取引証明行為における計量をする者の事業所等に立ち入り、計量器や帳簿、書類その他の物件等を検査し、関係者に質問することができる。

実施機関では、市民等から法違反に関する通報を受けた時には「相談等受付票」を作成し、通報内容や通報に基づき実施した法第 148 条の立入検査等、一連の顛末を記録している。

当該事業所は、特定計量器を使用しており、その検査にあたって適正計量管理事業所の指定を受けて自主検査を行っていたが、平成 27 年 3 月に適正計量事業廃止の届け出を行って以降、特定計量器の検査は自社以外の計量士による代検査を受けている。

実施機関は、当該事業所に対する計量検査事務について法違反等に関する通報を受け、平成 26 年 11 月及び平成 27 年 5 月に法第 148 条に基づく立入検査（以下「本

件立入検査」という。)を行った結果、当該事業所における計量事務に違法な点は見当たらず、特定計量器は合格であると判断している。

2 実施機関が本件各決定を行った理由

本件各決定を行った理由は、別表 1 から別表 15 の(き)欄に記載のとおりである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 本件各文書について

(1) 当該事業所において作成される書類について

別表 2 から別表 11 の(い)欄に記載の公文書(以下、それぞれ「本件文書 2」から「本件文書 11」という。)は、適正計量管理事業所であった当該事業所が自主検査を実施する際に、当該事業所が作成すべき台帳等の文書である。

また、別表 1 及び別表 13 の(い)欄に記載の公文書(以下、それぞれ「本件文書 1」及び「本件文書 13」という。)は、平成 27 年 4 月以降当該事業所が代検査を受けた際に計量士と締結したとされる契約書である。

(2) 当該事業所に対する指導に関する書類について

別表 12、別表 14 及び別表 15 の(い)欄に記載の公文書(以下、それぞれ「本件文書 12」、「本件文書 14」及び「本件文書 15」という。)は、実施機関が当該事業所に対し適正計量管理事業廃止後の計量管理や実用基準分銅の購入予定等について行ったとされる指導や調査の記録である。

3 争点

審査請求人は、当該事業所が適正な計量事務を行っているかを実施機関が調査するためには、実施機関が本件立入検査を行った際に、本件各文書のうち当該事業所において作成される書類の写しを徴取しているはずであり、各種指導を行った記録を作成しているはずである旨主張していると解される。

これに対し、実施機関は本件各文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しない旨主張している。

したがって、本件審査請求における争点は、本件各文書の存否である。

4 本件各文書の存否について

(1) 計量検査事務における本件各文書の作成又は取得の有無について

実施機関によると、本件文書 2 から本件文書 11 は、自主検査を行う適正計量管理

事業所が作成する文書であり、関係法令において、これらの文書を適正計量管理事業所が実施機関に提出することを定めた規定はなく、実際に当該事業所もこれらの文書を実施機関へ提出していないとのことである。自らが保有する特定計量器の正確性を自ら検査するという自主検査の制度趣旨に照らしても、実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められない。

また、本件文書 1 及び本件文書 13 は、当該事業所が代検査を計量士に依頼した際に締結したとされる契約書であり、実施機関の説明によると、関係法令において、定期検査の対象となる特定計量器の使用人は、代検査業務を行ったときは、計量士の作成する証明書を添えて、市長に届け出なければならないとされているが、当該事業所が締結した契約書の提出までは求められておらず、実際に当該事業所もこれらの文書を実施機関へ提出していないとのことである。関係法令で提出が求められていない以上、当該事業所が締結した契約書を通常取得していないとする実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められない。

さらに、本件文書 12、本件文書 14 及び本件文書 15 は実施機関が当該事業所に対し行ったとされる指導・調査の記録であるが、実施機関によれば、通常の計量検査事務において審査請求人が求めるような、適正計量管理事業所廃止後の指導や、実用基準分銅の購入予定を確認するといった内容の調査を行うことはなく、実際に行っていないとのことである。実施機関においては、本件立入検査の結果当該事業所の特定計量器は合格であるとの認識であったとのことであり、そのような認識である以上、当該事業所に対して審査請求人の求めるような指導を行っていないし、文書を作成していないとする実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められない。

(2) 本件立入検査における本件各文書の取得の有無について

実施機関によると、立入検査においては通常、実施機関の担当者が検査すべき事項を検査した結果、是正すべき事項があれば事業所の担当者が立会のもと双方で是正箇所を確認し、是正のための措置を行うように指導しているとのことであり、立入検査を実施する実施機関の担当者がその場で合格・不合格を判断し、合格であると判断した場合は、判断を行う根拠書類の徴取は行っていないとのことである。

実施機関は、特定計量器が日々絶え間ない社会経済活動に使用されるという性格を有することから、是正指導に時間を要し円滑な社会経済活動に支障をきたすことのないようにするため、特定計量器が使用されている事業所で即時に合否を判断していると説明しており、このような事情を踏まえれば、立入検査を行う際には通常は文書を取得していないという説明には合理性があると認められる。

また、本件立入検査において実施機関は当該事業所の特定計量器は合格であるとの認識であったとのことであり、そのような認識である以上、当該事業所から本件各文書を徴取していないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

5 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 島田 佳代子、委員 岡田 さなゑ、委員 長谷川 佳彦、委員 坂本 団、
委員 玉田 裕子、委員 村田 尚紀

(参考) 答申に至る経過

平成 28 年度諮問受理第 35 号及び第 37 号

年 月 日	経 過
平成 28 年 12 月 9 日	諮問の受理
平成 29 年 9 月 8 日	実施機関からの意見書の収受
平成 29 年 9 月 19 日	審査請求人からの意見書の収受
平成 29 年 10 月 19 日	調査審議
平成 29 年 11 月 30 日	調査審議
平成 29 年 12 月 21 日	調査審議 (実施機関の陳述)
平成 30 年 1 月 18 日	調査審議
平成 30 年 3 月 29 日	調査審議
平成 30 年 10 月 18 日	調査審議
平成 30 年 11 月 14 日	調査審議
平成 30 年 12 月 27 日	答申

別表 1

(あ) 請求日	平成28年 9 月26日
(い) 請求する公文書の件名又は内容	代検査を行う計量士は個人でなければならない。個人計量士が契約したその契約書の写し。
(う) 決定	平成28年10月 7 日付け大経計第85号による不存在による非公開決定
(え) 公開請求に係る公文書を保有していない理由	計量法の規定及び当該事業所の自主検査における質量標準管理マニュアルの改正に関する経緯から、本市は個人計量士が契約したその契約書の写しを徴する必要がなかったため、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
(お) 審査請求日	平成28年10月17日
(か) 審査請求人の主張	個人計量士が80トンの大型はかりの検査を行うことはできない。このため（当該事業所と個人計量士の）契約書が存在しないのは当然である。株式会社〇〇が契約している。 株式会社〇〇と代検査の計量士との契約書があるはず。
(き) 実施機関の主張	(い) 欄に記載の公文書（以下「本件文書1」という。）とは、当該事業所が代検査業務を計量士に依頼した際に締結した契約書である。 法及び関係法令には、実施機関に本件文書1の提出を義務付けるような規定はなく、また実施機関は実際に本件文書1の提出を受けていないため、本件文書1について物理的な不存在を理由に本件決定を行ったものである。

別表 2

(あ) 請求日	平成28年 9 月27日
(い) 請求する公文書の件名又は内容	平成26年 8 月31日に検査された定期検査対象の特定計量器台帳
(う) 決定	平成28年10月 7 日付け大経計第87号による不存在による非公開決定
(え) 公開請求に係る公文書を保有していない理由	特定計量器に貼付された証票から、平成26年 8 月31日に実施された自主検査で当該事業所の計量士が当該特定計量器を合格と判定したことが確認できたため、本市には平成26年 8 月31日に検査された定期検査対象の特定計量器台帳の写しを当該事業所から徴する必要性がなく、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
(お) 審査請求日	平成28年10月17日
(か) 審査請求人の主張	計量士の合格という証明票を添付したことからとなっているがこれが嘘である。計量士は不合格と言っている。計量士は合格という証票は添付していない。 計量士が不合格と報告していることに対する（実施機関からの反論の）証拠は何一つない。計量士が、不合格のトラックスケールを（合格として）使用させていることを、実施機関が公開していることに対しその証拠を示されたい。実施機関は何一つとして合格を証明する公文書を取得していないということで、また、何一つも重要な調査をしていないということである。
(き) 実施機関の主張	(い) 欄に記載の公文書（以下「本件文書 2」という。）とは、当該事業所が社内において作成保有する自主検査対象の特定計量器に関する台帳である。 法及び関係法令には、実施機関に本件文書 2 の提出を義務付けるような規定はなく、また実施機関は実際に本件文書 2 の提出を受けていないため、本件文書 2 について物理的な不存在を理由に本件決定を行ったものである。

別表 3

(あ) 請求日	平成28年 9 月27日
(い) 請求する公文書の件名又は内容	当該事業所が承認を受けているマニュアル
(う) 決定	平成28年10月 7 日付け大経計第87号による不存在による非公開決定
(え) 公開請求に係る公文書を保有していない理由	当該事業所の質量標準管理マニュアルについては、当該事業所の計量士が当時のマニュアル承認を行った大阪府に対して自主検査実施前に改正手続きに関する相談を行い、指導を受けている事実が判明していることから、あらためて本市が当該事業所に対して質量標準管理マニュアルについての指導等を行う必要性がなく、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
(お) 審査請求日	平成28年10月17日
(か) 審査請求人の主張	当該事業所は平成11年 7 月22日に公的質量標準マニュアルを申請して大阪府知事の承認を得ている。このため、実施機関が保有していないはずがない。 計量士の合格という証明票を添付したことからとなっているがこれが嘘である。計量士は不合格と言っている。計量士は合格という証票は添付していない。 計量士が不合格と報告していることに対する（実施機関からの反論の）証拠は何一つない。計量士が、不合格のトラックスケールを（合格として）使用させていることを、実施機関が公開していることに対しその証拠を示されたい。実施機関は何一つとして合格を証明する公文書を取得していないということで、また、何一つも重要な調査をしていないということである。
(き) 実施機関の主張	(い) 欄に記載の公文書（以下「本件文書3」という。）とは、当該事業所の計量士が保有する大阪府知事によって承認された質量標準管理マニュアルである。 法及び関係法令には、実施機関に本件文書3の提出を義務付けるような規定はなく、また実施機関は実際に本件文書3の提出を受けていないため、本件文書3について物理的な不存在を理由に本件決定を行ったものである。

別表 4

(あ) 請求日	平成28年 9 月 27 日
(い) 請求する公文書の件名又は内容	当該事業所が使用した実用基準分銅の貸借契約書の写
(う) 決定	平成28年10月 7 日付け大経計第87号による不存在による非公開決定
(え) 公開請求に係る公文書を保有していない理由	会社が使用した実用基準分銅の貸借契約書の写しについては、当該事業所の計量士が大阪府に対して自主検査実施前に質量標準管理マニュアル改正手続きに関する相談を行い、指導を受けている事実が判明していることから、あらためて本市が当該事業所に対して質量標準管理マニュアルについての指導等を行うために当該文書を徴する必要性がなく、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
(お) 審査請求日	平成28年10月17日
(か) 審査請求人の主張	貸借契約書がないわけがない。マニュアルがないので契約書もない。 計量士の合格という証明票を添付したことからとなっているがこれが嘘である。計量士は不合格と言っている。計量士は合格という証票は添付していない。 計量士が不合格と報告していることに対する（実施機関からの反論の）証拠は何一つない。計量士が、不合格のトラックスケールを（合格として）使用させていることを、実施機関が公開していることに対しその証拠を示されたい。実施機関は何一つとして合格を証明する公文書を取得していないということで、また、何一つも重要な調査をしていないということである。
(き) 実施機関の主張	(い) 欄に記載の公文書（以下「本件文書 4」という。）とは、当該事業所が特定計量器の自主検査の際に使用する実用基準分銅に係る貸借契約書である。 法及び関係法令には、実施機関に本件文書 4 の提出を義務付けるような規定はなく、また実施機関は実際に本件文書 4 の提出を受けていないため、本件文書 4 について物理的な不存在を理由に本件決定を行ったものである。

別表 5

(あ) 請求日	平成28年 9 月 27 日
(い) 請求する公文書の件名又は内容	当該事業所が使用した実用基準分銅のトレーサビリティ証明書
(う) 決定	平成28年10月 7 日付け大経計第87号による不存在による非公開決定
(え) 公開請求に係る公文書を保有していない理由	特定計量器に貼付された証票から、平成26年 8 月 31 日に実施された自主検査で当該事業所の計量士が当該特定計量器を合格と判定したことが確認できたため、本市にはトレーサビリティ証明書の写しを当該事業所から徴する必要性がなく、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
(お) 審査請求日	平成28年10月17日
(か) 審査請求人の主張	計量士の合格という証明票を添付したことからとなっているがこれが嘘である。計量士は不合格と言っている。計量士は合格という証票は添付していない。 計量士が不合格と報告していることに対する（実施機関からの反論の）証拠は何一つない。計量士が、不合格のトラックスケールを（合格として）使用させていることを、実施機関が公開していることに対しその証拠を示されたい。実施機関は何一つとして合格を証明する公文書を取得していないということで、また、何一つも重要な調査をしていないということである。
(き) 実施機関の主張	(い) 欄に記載の公文書（以下「本件文書 5」という。）とは、当該事業所が特定計量器の自主検査の際に使用する分銅がトレーサブル（当該分銅が国が定める標準分銅に対して、公的に連鎖するような関連付けがあること）であるかを証明する文書である。 法及び関係法令には、実施機関に本件文書 5 の提出を義務付けるような規定はなく、また実施機関は実際に本件文書 5 の提出を受けていないため、本件文書 5 について物理的な不存在を理由に本件決定を行ったものである。

別表 6

(あ) 請求日	平成28年 9 月 27 日
(い) 請求する公文書の件名又は内容	当該事業所が使用した実用基準分銅の質量標準管理台帳兼受入れ検査報告書
(う) 決定	平成28年10月 7 日付け大経計第87号による不存在による非公開決定
(え) 公開請求に係る公文書を保有していない理由	特定計量器に貼付された証票から、平成26年 8 月 31 日に実施された自主検査で当該事業所の計量士が当該特定計量器を合格と判定したことが確認できたこと及び、当該事業所の質量標準管理マニュアルについて、当該事業所の計量士が大阪府に対して自主検査実施前に改正手続きに関する相談を行い、指導を受けている事実が判明していることから、本市には質量標準管理台帳兼受入れ検査報告書の写しを当該事業所から徴する必要性がなく、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
(お) 審査請求日	平成28年10月17日
(か) 審査請求人の主張	計量士の合格という証明票を添付したことからとなっているがこれが嘘である。計量士は不合格と言っている。計量士は合格という証票は添付していない。 計量士が不合格と報告していることに対する（実施機関からの反論の）証拠は何一つない。計量士が、不合格のトラックスケールを（合格として）使用させていることを、実施機関が公開していることに対しその証拠を示されたい。実施機関は何一つとして合格を証明する公文書を取得していないということで、また、何一つも重要な調査をしていないということである。
(き) 実施機関の主張	(い) 欄に記載の公文書（以下「本件文書 6」という。）とは、当該事業所が特定計量器の自主検査の際に使用する分銅の管理及び検査用分銅を賃借する際に当該事業所の計量士が質量標準管理責任者に報告する文書である。 法及び関係法令には、実施機関に本件文書 6 の提出を義務付けるような規定はなく、また実施機関は実際に本件文書 6 の提出を受けていないため、本件文書 6 について物理的な不存在を理由に本件決定を行ったものである。

別表 7

(あ) 請求日	平成28年 9 月27日
(い) 請求する公文書の件名又は内容	計量士が記入した特定計量器の検査観測紙
(う) 決定	平成28年10月 7 日付け大経計第87号による不存在による非公開決定
(え) 公開請求に係る公文書を保有していない理由	特定計量器に貼付された証票から、平成26年 8 月31日に実施された自主検査で当該事業所の計量士が当該特定計量器を合格と判定したことが確認できたため、本市には当該公文書を当該事業所若しくは検査を行った計量士等から徴する必要性がなく、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
(お) 審査請求日	平成28年10月17日
(か) 審査請求人の主張	計量士の合格という証明票を添付したことからとなっているがこれが嘘である。計量士は不合格と言っている。計量士は合格という証票は添付していない。 計量士が不合格と報告していることに対する（実施機関からの反論の）証拠は何一つない。計量士が、不合格のトラックスケールを（合格として）使用させていることを、実施機関が公開していることに対しその証拠を示されたい。実施機関は何一つとして合格を証明する公文書を取得していないということで、また、何一つも重要な調査をしていないということである。
(き) 実施機関の主張	(い) 欄に記載の公文書（以下「本件文書 7」という。）とは、当該事業所が特定計量器の自主検査の際に使用する定期検査成績書である。 法及び関係法令には、実施機関に本件文書 7 の提出を義務付けるような規定はなく、また実施機関は実際に本件文書 7 の提出を受けていないため、本件文書 7 について物理的な不存在を理由に本件決定を行ったものである。

別表 8

(あ) 請求日	平成28年 9 月27日
(い) 請求する公文書の件名又は内容	検査に立ち会った当該事業所関係、大阪府の計量協会部会の職員及び計量士の氏名
(う) 決定	平成28年10月 7 日付け大経計第87号による不存在による非公開決定
(え) 公開請求に係る公文書を保有していない理由	検査に立ち会った当該事業所関係並びに大阪府計量協会部会の職員並びに計量士の氏名については、本市が計量事務を行ううえで必ずしも必要な情報でないため、本市には当該事業所等にそれらの報告を求める必要性がなく、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
(お) 審査請求日	平成28年10月17日
(か) 審査請求人の主張	計量士の合格という証明票を添付したことからとなっているがこれが嘘である。計量士は不合格と言っている。計量士は合格という証票は添付していない。 計量士が不合格と報告していることに対する（実施機関からの反論の）証拠は何一つない。計量士が、不合格のトラックスケールを（合格として）使用させていることを、実施機関が公開していることに対しその証拠を示されたい。実施機関は何一つとして合格を証明する公文書を取得していないということで、また、何一つも重要な調査をしていないということである。
(き) 実施機関の主張	(い) 欄に記載の公文書（以下「本件文書 8」という。）とは、当該事業所が特定計量器の自主検査に立ち会った当該事業所の職員、大阪府計量管理協会の検査部会の職及び計量士の氏名を示す文書である。 法及び関係法令には、実施機関に本件文書 8 の提出を義務付けるような規定はなく、また実施機関は実際に本件文書 8 の提出を受けていないため、本件文書 8 について物理的な不存在を理由に本件決定を行ったものである。

別表 9

(あ) 請求日	平成28年 9 月27日
(い) 請求する公文書の件名又は内容	平成26年 8 月31日の検査において印字機構が故障していた事実を何日、誰がどのような方法で修理したか。修理した者の氏名及び計量士名
(う) 決定	平成28年10月 7 日付け大経計第87号による不存在による非公開決定
(え) 公開請求に係る公文書を保有していない理由	平成26年 8 月31日に実施された自主検査の際に、当該事業所の計量士が印字機構の修理について大阪府に相談を行い助言を得ている事実が判明しており、本市には当該事業所に対して報告を求める必要性がないことから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
(お) 審査請求日	平成28年10月17日
(か) 審査請求人の主張	印字機構破損していても会社は計量士の指導で修理して使用している。修理すれば検定が義務付けられている。市長に公文書の提出義務はないが、事業者による修理後の「封印」は適正修理の根拠を明らかにするために行うことが義務付けられている。このことが放置されていることが違法である。 器差の校正についても行政に報告義務がないにしても、修理屋に申請義務がある。計量士が不合格と報告しているのであるから、市長は即時に立入り検査をしてそれらを確認する必要や義務があるので提出しなければ指導することが当然である。 計量士の合格という証明票を添付したことからとなっているがこれが嘘である。計量士は不合格と言っている。計量士は合格という証票は添付していない。 計量士が不合格と報告していることに対する（実施機関からの反論の）証拠は何一つない。計量士が、不合格のトラックスケールを（合格として）使用させていることを、実施機関が公開していることに対しその証拠を示されたい。実施機関は何一つとして合格を証明する公文書を取得していないということ、また、何一つも重要な調査をしていないということである。
(き) 実施機関の主張	(い) 欄に記載の公文書（以下「本件文書9」という。）とは、当該事業所の特定計量器が計量値を印字するプリンターの管理記録を示す文書である。 法及び関係法令には、実施機関に本件文書9の提出を義務付けるような規定はなく、また実施機関は実際に本件文書9の提出を受けていないため、本件文書9について物理的な不存在を理由に本件決定を行ったものである。

別表10

(あ) 請求日	平成28年9月27日
(い) 請求する公文書の件名又は内容	当該事業所が、管理している合格証の受け払い台帳
(う) 決定	平成28年10月7日付け大経計第87号による不存在による非公開決定
(え) 公開請求に係る公文書を保有していない理由	当該事業所が管理する合格証（平成26年8月31日に実施された自主検査で当該事業所の計量士が当該特定計量器を合格と判定したことを証する証票）については当該事業所が作成したものではなく、外部機関が作成した合格証票を検査を行った計量士が検査結果に基づき使用しており、本市にはその写しを当該事業所から徴する必要性がなく、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
(お) 審査請求日	平成28年10月17日
(か) 審査請求人の主張	合格証の受払簿については厳重に管理し、いつ誰がどの計量器に添付したのかということを詳細に記入して管理している。実施機関がこれを見ないで計量士が添付したと言っている。実施機関が合格を前提にして全ての問題を放置してきた。 合格証の受払簿が存在しないということは、計量士が添付したという証明ができない。 計量士の合格という証明票を添付したことからとなっているがこれが嘘である。計量士は不合格と言っている。計量士は合格という証票は添付していない。 計量士が不合格と報告していることに対する（実施機関からの反論の）証拠は何一つない。計量士が、不合格のトラックスケールを（合格として）使用させていることを、実施機関が公開していることに対しその証拠を示されたい。実施機関は何一つとして合格を証明する公文書を取得していないということで、また、何一つも重要な調査をしていないということである。
(き) 実施機関の主張	(い) 欄に記載の公文書（以下「本件文書10」という。）とは、当該事業所が特定計量器の自主検査の際に貼付する合格証票の管理簿である。 法及び関係法令には、実施機関に本件文書10の提出を義務付けるような規定はなく、また実施機関は実際に本件文書10の提出を受けていないため、本件文書10について物理的な不存在を理由に本件決定を行ったものである。

別表11

(あ) 請求日	平成28年9月27日
(い) 請求する公文書の件名又は内容	当該事業所が管理している検査結果の内容(法第173条第9号)
(う) 決定	平成28年10月7日付け大経計第87号による不存在による非公開決定
(え) 公開請求に係る公文書を保有していない理由	特定計量器に貼付された証票から、平成26年8月31日に実施された自主検査で当該事業所の計量士が当該特定計量器を合格と判定したことが確認できたため、本市には検査結果を記載した帳簿の写しを当該事業所から徴する必要性がなく、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
(お) 審査請求日	平成28年10月17日
(か) 審査請求人の主張	計量士の合格という証明票を添付したことからとなっているがこれが嘘である。計量士は不合格と言っている。計量士は合格という証票は添付していない。 計量士が不合格と報告していることに対する(実施機関からの反論の)証拠は何一つない。計量士が、不合格のトラックスケールを(合格として)使用させていることを、実施機関が公開していることに対しその証拠を示されたい。実施機関は何一つとして合格を証明する公文書を取得していないということで、また、何一つも重要な調査をしていないということである。
(き) 実施機関の主張	(い) 欄に記載の公文書(以下「本件文書11」という。)とは、当該事業所が特定計量器の自主検査に使用する検査結果を示す文書である。 法及び関係法令には、実施機関に本件文書11の提出を義務付けるような規定はなく、また実施機関は実際に本件文書11の提出を受けていないため、本件文書11について物理的な不存在を理由に本件決定を行ったものである。

別表12

(あ) 請求日	平成28年9月27日
(い) 請求する公文書の件名又は内容	適正計量管理事業所廃止後の計量管理のあり方をどの様に指導したか、その内容
(う) 決定	平成28年10月7日付け大経計第87号による不存在による非公開決定
(え) 公開請求に係る公文書を保有していない理由	当該事業所が本市に対して計量管理についての相談を行った事実はなく、また、本市が当該事業所に対して計量管理のあり方を指導した事実もないことから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
(お) 審査請求日	平成28年10月17日
(か) 審査請求人の主張	計量士の合格という証明票を添付したことからとなっているがこれが嘘である。計量士は不合格と言っている。計量士は合格という証票は添付していない。 計量士が不合格と報告していることに対する（実施機関からの反論の）証拠は何一つない。計量士が、不合格のトラックスケールを（合格として）使用させていることを、実施機関が公開していることに対しその証拠を示されたい。実施機関は何一つとして合格を証明する公文書を取得していないということで、また、何一つも重要な調査をしていないということである。
(き) 実施機関の主張	(い) 欄に記載の公文書（以下「本件文書12」という。）とは、当該事業所が適正計量管理事業所を廃止した後、実施機関が計量管理のあり方に関して当該事業所をどの様に指導したかを記録した相談受付票である。 当該事業所への指導等の事実が無く、実施機関は本件文書12を作成していないため、物理的不存在を理由に本件決定を行ったものである。

別表13

(あ) 請求日	平成28年9月27日
(い) 請求する公文書の件名又は内容	個人計量士と当該事業所が取り交わした契約書の写
(う) 決定	平成28年10月7日付け大経計第87号による不存在による非公開決定
(え) 公開請求に係る公文書を保有していない理由	計量法には、計量法第25条に基づく定期検査に代わる計量士による検査を行おうとする計量士と当該特定計量器使用者との契約書類の提出を義務付ける規定がないことから、本市には当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
(お) 審査請求日	平成28年10月17日
(か) 審査請求人の主張	個人計量士がひょう量80トンもの大型はかりを個人で検査することはできない。(したがって個人計量士と当該企業の取り交わした契約書は) 存在するはずがない。ひょう量80トンの特定計量器は代検査できない。
(き) 実施機関の主張	(い) 欄に記載の公文書(以下「本件文書13」という。)とは、当該事業所が代検査業務を計量士に依頼した際に締結した契約書である。 法及び関係法令には、実施機関に本件文書13の提出を義務付けるような規定はなく、また実施機関は実際に本件文書13の提出を受けていないため、本件文書13について物理的な不存在を理由に本件決定を行ったものである。

別表14

(あ) 請求日	平成28年9月27日
(い) 請求する公文書の件名又は内容	当該事業所が述べた実用基準分銅の購入予定がその後どうなったか
(う) 決定	平成28年10月7日付け大経計第87号による不存在による非公開決定
(え) 公開請求に係る公文書を保有していない理由	計量法には事業者の実用基準分銅の保有を求める規定がないことから、本市には当該事業所の実用基準分銅の購入予定を調査・確認する必要性がなく、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
(お) 審査請求日	平成28年10月17日
(か) 審査請求人の主張	計量士の合格という証明票を添付したことからとなっているがこれが嘘である。計量士は不合格と言っている。計量士は合格という証票は添付していない。 計量士が不合格と報告していることに対する（実施機関からの反論の）証拠は何一つない。計量士が、不合格のトラックスケールを（合格として）使用させていることを、実施機関が公開していることに対しその証拠を示されたい。実施機関は何一つとして合格を証明する公文書を取得していないということで、また、何一つも重要な調査をしていないということである。
(き) 実施機関の主張	(い) 欄に記載の公文書（以下「本件文書14」という。）とは、当該事業所が特定計量器の自主検査に使用する実用基準分銅の購入予定を示す文書である。 法及び関係法令には、実施機関に本件文書14の提出を義務付けるような規定はなく、また実施機関は実際に本件文書14の提出を受けていないため、本件文書14について物理的な不存在を理由に本件決定を行ったものである。

別表15

(あ) 請求日	平成28年9月27日
(い) 請求する公文書の件名又は内容	くず鉄で日常点検量目検査をしているのかの実態
(う) 決定	平成28年10月7日付け大経計第87号による不存在による非公開決定
(え) 公開請求に係る公文書を保有していない理由	本市において当該事業所での量目検査の状況を調査した事実がないことから、本市には当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
(お) 審査請求日	平成28年10月17日
(か) 審査請求人の主張	計量士の合格という証明票を添付したことからとなっているがこれが嘘である。計量士は不合格と言っている。計量士は合格という証票は添付していない。 計量士が不合格と報告していることに対する（実施機関からの反論の）証拠は何一つない。計量士が、不合格のトラックスケールを（合格として）使用させていることを、実施機関が公開していることに対しその証拠を示されたい。実施機関は何一つとして合格を証明する公文書を取得していないということで、また、何一つも重要な調査をしていないということである。
(き) 実施機関の主張	(い) 欄に記載の公文書（以下「本件文書15」という。）とは、当該事業所がくず鉄で量目検査をしている実態について、実施機関が調査したことを示す文書である。 当該事業所への調査等の事実が無く、実施機関は本件文書15を作成していないため、物理的な不存在を理由に本件決定を行ったものである。